

教第2091号
令和3年 1月20日

保護者 様

鹿沼市教育委員会
教育長 中村 仁

小中学校の感染症防止対策の徹底について（通知）

日頃より、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県に緊急事態宣言が発令されたことを受け、本市小中学校には、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を再度お願い致しました。現在の県内小中学校における児童生徒の感染状況を見ますと、その多くが家庭内感染であり、無症状の陽性者もいることから、本市におきましても対応に苦慮しているところであります。引き続き、児童生徒の安全及び学校における教育活動を維持していくために、児童生徒の登校につきまして下記のとおりご理解ご協力をお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由にした児童生徒等へのいじめや偏見、差別などにつながるような行為は断じて許されないものであり、改めて児童生徒等の人権に配慮した対応をあわせてお願い致します。

記

○ 登校について

- ①発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養する。
 - ②本人及び同居の家族等がPCR検査を受けた場合、結果が出るまで自宅で待機する。
 - ③濃厚接触者となった場合、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間は自宅で休養する。
- ※いずれの場合でも出席停止とする。

鹿沼市教育委員会事務局
学校教育課指導係
TEL 63-2236